

「1月3日に発生した沿線火災」に関する申し入れについて

業務委員会を開催！

3月25日、JR東海労新幹線関西地本は関西支社と、1月20日に申し入れていた、「1月3日に発生した沿線火災」に関する業務委員会を開催しました。

内容は、1月3日午前6時35分頃に東京・有楽町駅近くの建物で発生した火災の影響により、東海道新幹線が5時間余りにわたり運行ができなくなりました。この火災の影響等により運転再開後も終日ダイヤが大幅に乱れ、大阪仕業検査車両所では3日の夜から4日の朝にかけて仕業検査施工の対象編成がこれまでになく多く発生しました。その中で大阪修繕車両所の社員に仕業検査・申告作業を行わせたことに関して協議を行いました。

以下、申し入れに対する会社の回答と主なやり取りについて、関西業務ニュースNo.249を抜粋して報告します。

1. 大阪修繕車両所の1月3日の夜勤者に対して、大阪仕業検査車両所の申告作業を行わせた具体的な経緯を明らかにすること。

【回答】沿線火災に伴う列車遅延に伴い、構内作業が輻輳したためである。なお、構内作業を勘案し、大修両として申告作業を実施することはある。

2. 大阪修繕車両所の何名の社員を、大阪仕業検査車両所のどのような業務に従事させたのか具体的な作業内容を明らかにすること。

【回答】大修両社員3名に申告作業に従事させた。なお、構内作業を勘案し、大修両として申告作業を実施することはある。

3. 大阪修繕車両所の社員に対して、申告作業手順書に基づく標準化作業を指示したのであれば、手順書の配布や教育等を行ったのか明らかにすること。

【回答】大仕両より、修繕助役に手順書を渡し、作業前に打ち合わせを実施している。

4. 大阪修繕車両所の社員が行った申告作業について、申告作業手順書に基づく標準化作業が行われていたのかどうかを大阪修繕車両所として確認したのか明らかにすること。

【回答】管理者立ち会いにより、確認している。

5. 大阪修繕車両所の社員が行った申告作業のアリス入力、チェックシート、パンタグラフ点検の指示書記入等はどのように処理したのか明らかにすること。

【回答】申告作業の扱いに則り、対応している。

6. 大阪修繕車両所の社員を大阪仕業検査車両所の業務に従事させているが、その間、大阪修繕車両所では夜勤者が欠員状態となっていた。大阪修繕車両所の欠員を補完する社員の手配（緊急呼び出し等）を行ったのか明らかにすること。

(ウラ面へ続く)

【回答】大修両として、仕業庫内の臨修作業対応を行ったものであり、問題ない。

7. 大阪修繕車両所が欠員状態となっているときに、修繕作業が発生したらどうする計画だったのか明らかにすること。

【回答】3項と同様、大修両として臨修対応の業務を行ったものである。

8. 2009年7月に会社が強行した大阪第一車両所の組織改正により、大阪第一車両所は大阪修繕車両所と大阪仕業検査車両所に分けられた。しかし今回の事象に伴う作業のように大阪仕業検査車両所と大阪修繕車両所の車両所間をまたいだ作業が頻繁に起きるようでは、車両所を分けた意義はどこにも見いだす事が出来ない。また、この様な事が続けば労働条件、作業環境などの変化によって事故やヒューマンエラー、労働災害事故が発生することが容易に想定される。よってもう一度原点に戻って大阪仕業検査車両所と大阪修繕車両所の体制を元に戻す・大阪第一車両所当時の体制に復帰して再出発するべきだと考えるが、会社の見解を明らかにされたい。

【回答】車両所の組織改正は、組織の専門性を高めた検修体制により更なる検査精度と車両品質の向上を目指すために実施したものである。現時点では当初の目的を達成していると考えており現行通りとする。なお、車両所間の業務分担については基本的な考え方として定めてはいるが、車両所間の調整により当直あるいは管理者の指示により業務分担を変更することは当然にある。

《若干のやりとり》

組合：構内作業が輻輳、異常時だからやったということか。

会社：作業指示により当直が指示した。分担を決める事が問題ではなく、良い車両をいかにして出すかである。

組合：申告作業は臨修作業とは言わない。

会社：何をもって臨修作業と言うのか。

組合：申告作業は乗り継ぎ通告券等書かれている故障などに基づいて行う作業であり、臨修作業ではない。

会社：指示に従ってやってもらえば良い。

組合：専門性はどこに行ったのか、仕業、修繕に分けた意義に反する。

会社：見解の相違である。回答通り。

組合：作業を并勘定している。そうでなければ大一両の体制に戻せば問題はない。

会社：聞いておく。

組合：異常時は何でもありか。

会社：指示に従ってもらえば良い。

組合：場当たりの会社に都合の良いようにやるなら、元の大一両と一緒に一緒だ。分けた意味がない。戻すべきだ。

会社：成果はでている。

組合：車両所間の業務分担を当直等の指示で行うのであれば大一両当時と同じであり、組織体制を元に戻すことを要求する。

今回の事象で会社が取った対応から申告作業と臨修業務を分けて作業するということの限界性が見えてきました。私たちは、社員運用の柔軟性があった大一両の組織体制に戻すべきだと思います。